

新型コロナウイルス感染症への対応について

※本ページの URL にはリンクが設定してありますので、Ctrl+クリックでリンク先を表示できます。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する通知等について

新型コロナウイルス感染症に関する各種の通知等については、指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071195.html>

また、厚生労働省のホームページにも、介護事業所向けに新型コロナウイルス感染症の対策をトピック毎にまとめて掲載されているので、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/tai sakumatome_13635.html

(2) 新型コロナウイルス感染症等の対策マニュアル等について

旭川市では、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（高齢者・障がい事業者用）を作成しております。各事業所においては、再度内容を確認の上感染症対策に取り組んでください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sidoujyogenyobou/d071513.html>

旭川市保健所では、国立感染症研究所監修のもと「新型コロナウイルス感染症予防ガイド【旭川版】」を作成しております。このガイドは実際の事例を提示し、それに対する具体的な対応策について記載してありますので、感染症対策の一助としてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d073985.html>

また、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場における感染症への対応力の向上を目的として、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」等が、厚生労働省より令和2年10月に発行されておりますので、インフルエンザウイルスやノロウイルス等の感染症の対策・予防に、御活用ください。

○介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

○介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）

・介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

- ・介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>
- ・介護職員のための感染対策マニュアル（訪問系）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

（３）新型コロナウイルス感染症に係わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係わる人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」として、令和２年２月１７日から順次、事務連絡として発出されており、現時点（令和４年３月７日現在）で第２７報まで発出されております。

指導監査課のホームページに第１報から最新分まで掲載してありますので、再度確認の上、事業運営の参考としてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d069493.html>

（４）新型コロナウイルス感染症に係わる在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

介護サービス事業所が、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないこととなっておりますのでご注意ください。

介護保険最新情報 vol1920 掲載

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sa-bisu/d072606.html>